

平成27年度スポーツ庁委託事業
第2・3回加盟団体連絡会議兼ドーピング防止研修会

結果管理・インテリジェンス事業
について

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
結果管理・インテリジェンスグループ
シニアマネージャー 片岡 彰

I. アンチ・ドーピング規則違反について

年度別アンチ・ドーピング規則違反件数

年度	検査実施数	違反件数	陽性率
平成21年度	5,449	3	0.06%
平成22年度	5,529	5	0.09%
平成23年度	4,681	6	0.13%
平成24年度	5,504	8	0.15%
平成25年度	6,145	6	0.10%
平成26年度	5,759	6	0.10%

今年度の違反発生状況

平成27年4月～11月で **8件** 発生
(AAF段階、パネル決定未確定の案件を含む)

S1.1a	外因性蛋白同化男性化ステロイド薬(AAS)	
	ドロスタノン	1件
	デヒドロクロロメチルテストステロン	1件
	メタンジエノン	1件
S6.	興奮薬	
	メチルエフェドリン	1件
	オキシロフリン	3件
	メチルフェネチルアミン	1件
その他	居場所情報関連義務違反	
	12ヶ月以内の違反3回	1件

2015年規程 違反に関する変更点

1. 資格停止期間の基本構造

2015年規程では、禁止物質検出による違反の資格停止期間が **4年間** となった。(規程10.2.1)

意図的でないことを競技者が主張・立証する

※ 意図性の有無はパネルが判断する

	意図的	意図的でない
特定物質でない物質 (非特定物質)	4年間	2年間
特定物質	4年間	2年間

意図的であることをJADAが主張・立証する

2015年規程 違反に関する変更点

2. 特定物質の資格停止短縮規定の削除

2009年規程では、

- ① 禁止物質の体内侵入経路
- ② 競技力向上が目的ではないことを証明すれば、資格停止が短縮されたが、2015年規程ではこのルールが**削除**された。

特定物質につき、資格停止が短縮されるためには、

- ・「過誤又は過失がないこと」(資格停止なし)
- ・「重大な過誤又は過失がないこと」
(資格停止を伴わない譴責～資格停止2年間)

⇒ 短縮されるためのハードルが高くなった

今年度違反事案の資格停止期間

1. 非特定物質

- ① 4年間:1件
- ② 8年間:1件(資格停止中の複数回違反)

2. 特定物質

- ① 8ヶ月:2件
→「重大な過誤又は過失ではない」ことによる短縮

違反事案の考察 ～ 特定物質について ～

1. サプリメントによる違反

- ・ラベルや箱に表示されていない禁止物質による違反
- ・普段摂取していないサプリメントによる違反

2. 市販薬による違反

- ・メチルエフェドリンを含有する総合感冒薬による違反

⇒ 加盟団体の皆様へ

上記のような過失によるドーピング撲滅のため、適切な情報提供および教育・啓発をお願い致します。

違反事案の考察 ～ 非特定物質について ～

今年度の非特定物質の違反事案は、
いずれも「蛋白同化男性化ステロイド薬(アナボリック・
ステロイド)」であり、「意図的ではない」という主張が
競技者よりなされたが、パネルは認めなかった。

意図的ではなかったとしても、
「意図的ではない」ということの立証は非常に難しい。

⇒ 4年間(複数回の事案は8年間)の資格停止は、
選手生命に大きな影響を与え、競技団体への影響も
大きい。

Ⅱ. 加盟団体用アンチ・ドーピング規程

10月下旬、当機構より「加盟団体用アンチ・ドーピング規程」のテンプレートを送付し、アンチ・ドーピング規程の作成をお願い致しました。

- ・ 団体名を入れると規程になります。
- ・ 各団体の実情、事情に応じて規程テンプレートの一部を変更することは可能です。
- ・ 但し、WADA規程/JADA規程/国際基準に矛盾抵触するような変更はお控え下さい。
- ・ 変更点に質問があれば、当機構までお問い合わせください。

加盟団体様への依頼事項

1. 作成後のJADAへの送付

お手数ですが、メール添付、FAX、郵送等で、作成したアンチ・ドーピング規程を当機構にご提示下さい。

2. 競技者への公開

作成後は団体に加盟している競技者が閲覧可能な状態にして頂くことをお願いします。

(ホームページ掲載、メール配信、印刷物郵送、等)

⇒ 2015年度内の作成・提示・公開をお願い致します。

Ⅲ. RTP関連

居場所情報関連義務違反 発生状況 (平成27年4月～現在)

提出義務違反	29件(13競技団体)
検査未了	44件(18競技団体)
複数回義務違反 RTPA	違反3回 : 1名

RTP除外について

平成27年10月1日現在
RTP：約730人

「JSCアスリート助成」の対象外となっても、自動的にRTPから除外されるわけではありません。

JSC助成対象外となった競技者についてRTP継続の必要性を検討の上、継続不要と判断される場合はJADAに除外申請して下さい

※ 但し、除外に当たっては当機構で審査させていただきます。